

定期の結核に係る健康診断の 報告は忘れずに！

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7に基づき、事業者、学校長、施設長等が行った定期の結核に係る健康診断については、1月ごとにとりまとめ、翌月の10日までにその健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に報告することになっています。
- 次の対象者に対し、定期の結核に係る健康診断を実施した場合、「結核健康診断月報」により、忘れずに報告してください。

結核定期健康診断の対象者

健康診断の実施者	対象者の区分	対象者	定期
事業者	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)	従事者	毎年度
	病院		
	診療所・歯科診療所		
	助産所		
	介護老人保健施設		
	社会福祉施設(※)		
学校の長	大学(短期大学、大学院を含む)	学生または生徒	入学した年度
	高等学校、高等専門学校		
	専修学校、各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)		
施設の長	刑事施設に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降	毎年度
	社会福祉施設(※)に入所している者	65歳に達する日の属する年度以降	毎年度

(※) 社会福祉施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ア 生活保護法関係 | 救護施設、更生施設 |
| イ 老人福祉法関係 | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム |
| ウ 障害者総合支援法関係 | 障害者支援施設 |
| エ 売春防止法関係 | 婦人保護施設 |

※ 対象者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前3月以内に、他で受けた健康診断(胸部エックス線検査等)についても、医師の診断書その他健康診断の内容を証明する文書を結核健康診断の実施者に提出したときは、当該者は、定期の結核健康診断を受けたものとみなされます。

なお、この場合も、月報による報告の対象となります。

※ 健診を実施していない月の分のご報告は不要です。ただし、年度内(4月～翌年3月)に、事情により一度も実施できなかった場合は、受診者数0として月報の提出をお願いします。

※ 健診結果がでていない等の事情により、翌月の10日までに報告することができない場合は、健診結果がまとまりましたら、すみやかにご報告をお願いします。

○ 報告様式を次のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7602/>

(県トップページ > 健康・福祉・子育て > 感染症・病気 > 結核対策について)

○ 月報の提出先

保健福祉事務所名	住所	電話 ファックス	学校、施設、医療機関等の所在地
平塚保健福祉事務所 (保健予防課)	〒254-0051 平塚市豊原町6-21	0463-32-0130 0463-35-4025	平塚市、大磯町 二宮町
秦野センター (保健予防課)	〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428 0463-83-5872	秦野市・伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所 (保健予防課)	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900 0467-24-4379	鎌倉市、逗子市 葉山町
三崎センター (保健予防課)	〒238-0221 三浦市三崎町六合32	046-882-6811 046-881-7199	三浦市
小田原保健福祉事務所 (保健予防課)	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 0465-32-8138	小田原市、箱根町、 真鶴町、湯河原町
足柄上センター (保健予防課)	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111 0465-82-8408	南足柄市、中井町 大井町、松田町 山北町、開成町
厚木保健福祉事務所 (保健予防課)	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 046-221-4834	厚木市、海老名市 座間市、愛川町 清川村
大和センター (保健予防課)	〒242-0021 大和市中中央1-5-26	046-261-2948 046-261-7129	大和市、綾瀬市

○ 保健所設置市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市(寒川町を含む))に所在する医療機関や学校、施設については、各市の指定する様式を使用し、各市にご提出ください。

問い合わせ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

電話 045-210-4793(直通)